別表第四中第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第八条第一項

別表第四に次の一号を加える。

十　地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）第五条第一項又は第七条第一項

別表第五の3第二十号中「国際研究」を「国際研究開発」に改め、同第八十二号中「補助金」を削り、同表の3に次の二十八号を加える。

百五十四　ＩＴ融合システム開発事業

百五十五　革新炭素繊維製造プロセス技術開発

百五十六　革新的製造プロセス技術開発

百五十七　革新的バイオマテリアル実現のための人工遺伝子合成技術開発

百五十八　課題解決型医療機器等開発事業

百五十九　環境・医療分野等の国際研究開発・実証プロジェクト

百六十　環境適応型小型航空機用エンジン研究開発

百六十一　クリーンコール技術開発

百六十二　グローバル技術連携支援事業

百六十三　高効率ガスタービン技術実証事業費

百六十四　固体酸化物形燃料電池システムを用いた産業用発電プラント研究開発事業

百六十五　産学連携イノベーション促進事業

百六十六　次世代自動車向け高効率モーター用磁性材料技術開発

百六十七　次世代素材等レーザー加工技術開発プロジェクト

百六十八　小水力発電導入促進モデル事業

百六十九　情報セキュリティ対策推進事業

百七十　新エネルギー等共通基盤整備促進事業費

百七十一　石炭ガス化燃料電池複合発電実証事業費補助金

百七十二　石油精製物質等の新たな化学物質規制に必要な国際先導的有害性試験法の開発

百七十三　先端技術実証・評価設備整備費等補助金

百七十四　地域イノベーション創出実証研究補助事業

百七十五　中小企業技術革新挑戦支援事業

百七十六　超低消費電力型光エレクトロニクス実装システム技術開発

百七十七　発電用原子炉等安全対策高度化技術開発費補助金

百七十八　発電用原子炉等安全対策高度化技術基盤整備委託費

百七十九　福祉用具実用化開発推進事業

百八十　有機系太陽電池実用化先導技術開発

百八十一　リチウムイオン電池応用・実用化先端技術開発事業

別表第五の3を同表の5とする。

別表第五の2に次の三号を加える。

十一　日本主導型グローバル臨床研究体制整備事業

十二　ヒト幹細胞情報化推進事業

十三　臨床研究中核病院整備事業

別表第五の2を同表の3とする。

別表第五の3の次に次のように加える。

4

一　アグリ・ヘルス実用化研究促進プロジェクト

二　新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業

三　イノベーション創出基礎的研究推進事業

四　海洋微生物解析による沿岸漁業被害の予測・抑制技術の開発

五　画期的な農畜産物作出のためのゲノム情報データベースの整備

六　気候変動に対応した循環型食料生産等の確立のための技術開発

七　ゲノム情報を活用した家畜の革新的な育種・繁殖・疾病予防技術の開発

八　国際研究交流の推進に要する経費

九　自給飼料を基盤とした国産畜産物の高付加価値化技術の開発

十　食料生産地域再生のための先端技術展開事業

十一　新農業展開ゲノムプロジェクト

十二　水田の潜在能力発揮等による農地周年有効活用技術の開発

十三　生産・流通・加工工程における体系的な危害要因の特性解明とリスク低減技術の開発

十四　生物の光応答メカニズムの解明と省エネルギー、コスト削減技術の開発

十五　天然資源に依存しない持続的な養殖生産技術の開発

十六　独立行政法人国際農林水産業研究センターに要する経費

十七　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構に要する経費

十八　独立行政法人農業環境技術研究所に要する経費

十九　独立行政法人農業生物資源研究所に要する経費

二十　鳥インフルエンザ、ＢＳＥ、口蹄疫等の効率的なリスク低減技術の開発

二十一　農作業の軽労化に向けた農業自動化・アシストシステムの開発

二十二　農山漁村におけるバイオ燃料等生産基地創造のための技術開発

二十三　農地・森林等の放射性物質の除去・低減技術の開発

二十四　農林水産物・食品の機能性等を解析・評価するための基盤技術の開発

二十五　緑と水の環境技術革命プロジェクト事業

二十六　レギュラトリーサイエンス新技術開発事業

別表第五の1に次の十三号を加える。

五十五　衛星による宇宙利用

五十六　Ｘ線自由電子レーザー重点戦略研究課題

五十七　革新的エネルギー研究開発拠点形成

五十八　革新的細胞解析研究プログラム

五十九　気候変動リスク情報創生プログラム

六十　元素戦略プロジェクト〈研究拠点形成型〉

六十一　創薬等ライフサイエンス研究支援基盤事業

六十二　卓越した大学院拠点形成支援補助金

六十三　東北発素材技術先導プロジェクト

六十四　東北復興のためのクリーンエネルギー研究開発

六十五　東北メディカル・メガバンク計画

六十六　ナノテクノロジープラットフォーム

六十七　目利き人材活用による被災地産学共同研究支援

別表第五の1を同表の2とする。

別表第五の2の前に次のように加える。

1

総務省関係

一　情報通信技術研究開発推進費（委託）

二　消防防災科学技術研究推進制度

三　戦略的情報通信研究開発推進制度（ＳＣＯＰＥ）

四　電磁波センシング基盤技術の研究開発

五　ネットワーク基盤技術の研究開発

六　未来ＩＣＴ基盤技術の研究開発

七　ユニバーサルコミュニケーション基盤技術の研究開発

○法務省告示第二百六十一号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、平成二十四年法務省告示第百二十七号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件第二条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月二十九日

法務大臣　滝　実

第三の一、二及び三中「三年」を「五年」に改める。

第四の一及び二並びに第五の一及び二中「在留期間を」の下に「五年、」を加える。

第六の二の1のロ、四の1のロ及び六の1のロ並びに第七の二の2中「年収」を「所属機関から受ける報酬の年額」に改める。